

多摩市下水道施設包括的維持管理業務委託
(第2期)

審査基準書

令和6年5月

多摩市下水道部下水道課

- 目 次 -

本書の位置づけ及び用語の定義等	1
1 審査方針	2
(1) 最適受託候補者の決定方法	2
(2) 審査委員会の設置	2
(3) 参加資格審査	2
(4) 提案審査	2
(5) 最適受託候補者等の決定	5
(6) 最適受託候補者等の公表	5
(7) 参加事業者がない場合の取り扱い	5
(8) 参加事業者がない場合の取り扱い	5
2 最適受託者の決定までの流れ	6

本書の位置づけ及び用語の定義等

<本書の位置づけ>

本審査基準書は、本市が実施する本業務の「募集要項」の一部として位置付けるものであり、提案審査における技術評価及び価格評価の配点について、参加事業者が提案内容等を検討する際の基準を明らかにするものである。

<用語の定義等>

用語	定義
本市	: 多摩市下水道事業のことをいう。
本業務	: 多摩市下水道施設包括的維持管理業務のことをいう。
参加事業者	: 公募型プロポーザルへの参加を希望する民間事業者をいう。
受託候補者	: 審査委員会における第二次審査（技術評価）において、技術点が最も高い点数の提案をした参加事業者をいう。
最適受託候補者	: 審査委員会における総合評価において、評価点が最も高い点数の提案をした参加事業者をいう。
審査委員会	: 多摩市下水道施設包括的維持管理業務委託プロポーザル方式に係る審査委員会のことをいう。
提案資料	: 誓約書、提案書、参考見積等の総称をいう。
提案書	: 募集要項に基づき作成される書類をいう。

1 審査方針

(1) 最適受託候補者の決定方法

最適受託候補者の決定に当たっては、更なる市民サービスの向上や民間ノウハウの活用による業務の効率化を図るため、公募型プロポーザル方式により行う。

なお、本業務における事業者選定のための審査は、審査委員会において行う。

(2) 審査委員会の設置

本市は、提案書等の最適受託候補者の選定を実施するため、審査委員会を設置する。なお、審査委員会の構成は以下のとおりとし、審査期間中に審査員に不当接触した者又は接触しようとした者は失格とする。

- ◆ 多摩市都市整備部長
- ◆ 多摩市下水道部長
- ◆ 多摩市企画政策部資産活用担当課長
- ◆ 多摩市都市整備部道路交通課長
- ◆ 多摩市環境部公園緑地課長
- ◆ 多摩市下水道部下水道課長

(3) 参加資格審査

本市は、参加事業者から提出された多摩市公募型プロポーザル参加資格申請書等について、募集要項に示す参加要件を満たしているかについて審査を行い、審査結果を参加事業者に通知する。参加要件を満たしていない者は失格とする。

(4) 提案審査

ア 一次審査

①提案資料の確認

本市は、参加資格審査を通過した参加事業者から提出された提案資料について、提出資料の不備がないか確認する。不備がある場合は失格とする。

②提案資料の審査

本市は、提案資料の確認において不備がない場合、参加事業者が提出した一次審査シートをもとに提案された内容が標準要求書を満たしているかについて確認する。標準要求書を満たしていない場合は失格とする。

イ 二次審査（技術評価）

二次審査（技術評価）は、第一次審査を通過した参加事業者の提案書に示された地域理解度、業務提案内容等について、審査委員会で審査のうえ評価する。

上記評価項目について、書面に基づくヒアリングにより評価を行い、点数をつける（審査委員一人につき、700点満点とする）。第二次審査（技術評価）の得点の合計点が最低基準点（満点の5割）を上回った者のうち、得点が高い順にランク付けを行い、上位3者を二次審査（技術評価）における受託候補者として選定する。

なお、技術評価における配点は、P.4の表1「評価基準と配点」における「技術評価」の各項目のとおりである。

二次審査（技術評価）において、受託候補者の中から辞退などにより欠員が出た場合は、受託候補者以外で最も得点の高かった者のうち、最低基準点を上回った者を受託候補者の次席者とし、二次審査（価格評価）に進むものとする。

ウ 二次審査（価格評価）

本市は、審査委員会において参考見積金額を確認し、価格点を決定する。

ただし、参考見積金額が契約目途額を超過している場合もしくは落札率が「0.75」を下回る場合は失格とする。

なお、価格点は参考見積金額により以下のとおり決定し、価格点の最大はP.4の表1「評価基準と配点」の「価格評価」のとおりにある。

$$\text{価格点} = (1 - \text{落札率}) \times 2400$$

※ 落札率 = 参考見積金額（税抜） ÷ 契約目途額（税抜）

※ 小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下を切り捨てとする。

エ 総合評価

審査委員会は、二次審査（技術評価及び価格評価）の結果をもとに評価点を算出し、最も得点の高い者を最適受託候補者として選定する。また、最適受託候補者に次いで高い総合評価を得たものを次席候補者として選定する

なお、評価点は以下のとおり決定し、評価点の最大はP.4の表1「評価基準と配点」における「評価点」のとおりにある。

$$\text{評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

（注）小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下を四捨五入する。

表1 評価基準と配点

審査	区分	評価項目	評価の着眼点	配点	
技術 評価	地域 理解度	本市及び業務対象地区の 精度	<ul style="list-style-type: none"> 過去5箇年（平成31年4月1日～令和6年3月31日）の本市及び東京都内での作業拠点、受注実績（本市実績分を区分し記載すること。） 過去5箇年（平成31年4月1日～令和6年3月31日）の受注実績を踏まえた、本業務対象地区（地理・地形等）の熟知度及び下水道管路施設等の精度 	780(審査員一人につき130)	
			<ul style="list-style-type: none"> 本業務を実施するために必要な実施体制図と人員配置計画及び資機材等（平日、休日、夜間、緊急時の各体制）を適切かつ実務的に提案しているか。また、再委託を行う場合は、再委託先等に関しても、適切な実施体制を構築しているか。また、資機材置き場が市内に確保されているか。 実作業を担当する企業が保有する機材・車両等を写真等で確認できるか。 現地まで可能な限り早く到着できる体制を有しているか。 構成員及び再委託先等に関して、地域の人材、地元企業、本市の下水道管路施設に精通した企業などを適切に活用した実施体制となっているか。 	780(審査員一人につき130)	
	業務 提案内容	実施 体制 に お け る 提 案	受託実績からの提案	<ul style="list-style-type: none"> 同種、類似、関連業務（※）の受託実績から、本業務を実施するに当たっての創意工夫及び、他の民間事業者より優れた技術提案があったか。 	300(審査員一人につき50)
			統括 管理 業 務	維持管理計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 各業務について標準要求の達成に向けた考え方を含めて、効率的かつ確実な実施体制等を具体的に提案しているか。 計画的維持管理の観点から、標準要求が未達とならないための対応策、未達の場合の迅速な対応は適切かつ合理的なものになっているか。
		データ ベース 等 作 成		<ul style="list-style-type: none"> 本業務に関するデータベース等の管理方法を的確に提案しているか。 業務改善に繋げるデータベース等の分析・活用方法を的確に提案しているか。 	600(審査員一人につき100)
		その 他 の 提 案	地域 貢 献 に 関 する 提 案 (社 会 貢 献 を 含 む)	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業等との連携及び協力（本業務への参加を含む）並びに地域の人材の活用（地域住民の雇用を含む）を考慮した上での的確かつ具体的に提案しているか。また、再委託する場合は、地元企業、本市の下水道管路施設に精通した企業等ごとに、業務配分に見合った発注予定額と再委託予定額となっているか。 地域（地域住民を含む）との連携及び協働並びに地域活性化への取組等が的確かつ具体的に提案されているか。 	780(審査員一人につき130)
			追加 提 案	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の標準要求よりも高いレベルであり、効率的かつ効果的で具体的な提案がなされているか。 本業務の標準要求に定められた業務以外の、効率的かつ効果的で具体的な提案がなされているか。 	180(審査員一人につき30)
		①小計			
	価 格 評 価	②参考見積金額	見積額を相対的に評価する。		600
	評価点（合計＝①＋②）				4800

※同種業務：下水道施設（管きょ）における包括的維持管理委託のことをいう。

※類似業務：下水道施設（処理場、ポンプ場）における包括的維持管理委託のことをいう。

※関連業務：同種または類似業務を構成する単体業務のことをいう。

(5) 最適受託候補者等の決定

本市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、最適受託候補者を決定する。また、次に高い提案を行った者を次席者とする。

なお、複数の受託候補者が同数の評価点となった場合は、審査委員の立会いのもと受託候補者による「くじ引き」により最適受託候補者を決定する。

(6) 最適受託候補者等の公表

審査結果は、最適受託候補者及び次席者が決定した後、速やかに第二次審査参加者全員に通知するものとする。また、最適受託候補者の選定過程の透明性を確保するために必要な資料等を本市公式ホームページで公表する。

(7) 参加事業者がない場合の取り扱い

参加事業者がない場合、本市はその旨を速やかに本市公式ホームページで公表する。

(8) 参加事業者がない場合の取り扱い

参加事業者が1者であった場合、評価点が最低基準点（満点の5割）を上回った者であれば最適受託候補者とする。

2 最適受託者の決定までの流れ

【凡例】

 : 審査委員会 : 本市

